

平成29年第2回上三川町議会定例会会議録

平成29年6月6日（火）

1 目 目

（議案上程審議、一部採決、委員会付託）

平成29年6月6日～6月15日

町議会定例会会議録

平成29年6月6日第2回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に召集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 石崎 幸寛	第10番 勝山 修輔
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 田村 稔	第16番 津野田重一

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記(総務係長) 遠井 正
書記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 平成28年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第2号 平成28年度上三川町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第5 議案第30号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて
(上三川町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分)
- 日程第6 議案第31号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて
(上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分)
- 日程第7 議案第32号 町長の専決処分事項の承認を求めることについて
(上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分)
- 日程第8 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第39号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 議案第34号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第35号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第36号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第37号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第38号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第40号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第41号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第42号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第43号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第44号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第45号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第46号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第47号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 議案第48号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第24 議案第49号 上三川町学童保育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第50号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第26 議案第51号 上三川町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第27 議案第52号 平成29年度上三川町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議案第53号 平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 陳情第3号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかか

わる陳情

午前10時00分 開議

○議長【津野田重一君】 皆さん、ご起立、願います。

(全員起立)

○議長【津野田重一君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【津野田重一君】 ご着席ください。

平成29年第2回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例制定などの重要議案が提出されます。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますようご期待をいたします。また、議会運営につきましてもご協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

ただいまから平成29年第2回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は16人です。

○議長【津野田重一君】 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【石戸 実君】 それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、お手元に配付のとおり、例月現金出納検査結果が、平成29年2月分から4月分までの3カ月分、提出されております。

次に、組合議会関係では、平成29年第1回石橋地区消防組合議会定例会審査結果、第2回臨時会審査結果、及び平成29年第2回小山広域保健衛生組合議会定例会審査結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【津野田重一君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、2番・宇津木宣雄君、3番・海老原友子君を指名いたします。

○議長【津野田重一君】 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。13番、議会運営委員長、松本 清君。

(13番・議会運営委員長 松本 清君 登壇)

○13番・議会運営委員長【松本 清君】 平成29年第2回上三川町議会定例会会期報告をいたします。

本日、招集されました平成29年第2回町議会定例会の運営について議長より諮問され、5月15日及び30日に議会運営委員会を開き協議をしましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、報告2件、議案24件で、一般質問通告者については8人です。また、陳情が、お手元の請願・陳情文書表のとおり、1件提出されております。

会期につきましては、本日6月6日から6月15日までの10日間といたしました。

1日目の本日は、会期の決定後、議案を上程し、議案第30号から議案第32号までの専決承認については、委員会付託を省き採決をお願いいたします。議案第33号から議案第48号までについては人事案件のため、委員会付託を省き採決をお願いいたします。議案第49号から議案第51号までについては、提案説明後、質疑を行い、所管の委員会に付託し審査をお願いいたします。

なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

また、陳情1件につきましても、所管の委員会に付託し審査をお願いいたします。

議案第52号及び議案第53号の補正予算については、提案説明後、全体質疑・討論を行い、本日、採決をお願いいたします。

2日目と3日目は一般質問を行います。一般質問はくじで決定した順により、2日目4人、3日目4人といたしました。

4日目から6日目までは休会といたします。

7日目及び8日目は午前9時より常任委員会を開き、付託案件審査をお願いいたします。

9日目は休会といたしますが、常任委員長の報告書作成日としましたので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

10日目を最終日とし、各常任委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑、討論、採決を行い、全議案を議了したいと思います。また、常任委員会等の視察研修にかかる議員派遣及び議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会としての報告を終わります。

○議長【津野田重一君】 お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から15日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から15日までの10日間に決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第3、報告第1号「平成28年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」、及び日程第4、報告第2号「平成28年度上三川町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました報告第1号及び第2号を一括説明いたします。

まず、報告第1号「平成28年度上三川町一般会計予算繰越明許費繰越計算書」につきましては、平成28年度一般会計予算のうち、地方自治法第213条第1項の規定に基づく繰越明許費として、平成29年度に経費を繰り越したものの11件の繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、第2款総務費では、第1項総務管理費、工業団地開発事業の繰越額が1,023万9,000円、財源は全額、一般財源であります。同じく第1項総務管理費、自治体情報セキュリティ強化対策事業の繰越額が2,202万4,000円、財源は全額、一般財源であります。第3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード・通知カード発行事務負担金の繰越額が238万7,000円、財源は全額、国庫支出金であります。

次に、第3款民生費では、第1項社会福祉費、臨時福祉給付金等支給事業の繰越額が5,612万3,000円、財源は全額、国庫支出金であります。同じく、第1項社会福祉費、障がい児通所施設整備事業の繰越額が3,667万円、財源は国庫支出金1,833万5,000円、地方債1,680万円、一般財源153万5,000円であります。同じく第1項社会福祉費、上三川いきいきプラザ施設設備修繕事業の繰越額が972万円、財源は全額、一般財源であります。第2項児童福祉費、大山保育所整備事業の繰越額が1,131万2,000円、財源は全額、一般財源であります。

第8款土木費、第4項都市計画費、富士山地区市街地整備事業の繰越額が4,010万円、財源は全額、一般財源であります。

第9款消防費、第1項消防費、消防設備整備事業の繰越額が818万3,000円、財源は全額、一般財源であります。

第10款教育費、第2項小学校費、大規模改修事業繰越額が3億6,160万5,000円、財源は国庫支出金1億957万2,000円、地方債2億1,910万円、その他2,300万円、一般財源993万3,000円であります。第3項中学校費、大規模改修事業の繰越額が1億9,558万円、財源は国庫支出金6,041万9,000円、地方債1億2,080万円、その他950万円、一般財源486万1,000円あります。

次に、報告第2号「平成28年度上三川町一般会計予算事故繰越し繰越計算書」につきましては、平成28年度一般会計予算のうち、地方自治法第220条第3項の規定に基づく事故繰越しとして、平成29年度に経費を繰り越したものの2件の繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、第8款土木費、第3項河川費、河川事業の繰越額が1,068万7,600円、財源は全額、一般財源であります。

第11款災害復旧費、第2項農林水産業施設災害復旧費、平成28年台風9号災害復旧事業の繰越額が569万7,200円、財源は県支出金453万4,920円、一般財源116万2,280円あります。繰り越しの理由は、いずれも同種工事が集中したことにより資材の納入が遅延し、年度内完成が困難となったことによるものでございます。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたが、報告第1号及び報告第2号につきまして

は、これをもって終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第5、議案第30号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」から、日程第7、議案第32号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」までの3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 それでは、議案第30号から議案第32号までの「町長の専決処分事項の承認を求めることについて」につきましても、関連がございますので一括してご説明いたします。

このたびの改正は、地方税法等において固定資産税における課税標準の特例である「わがまち特例」の特例項目の追加、町民税、軽自動車税の課税の特例の延長及び経過措置等の規定、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更、都市計画税における課税標準の特例である「わがまち特例」の特例項目の追加、及び経過措置等の規定に伴う関係条例の改正でございます。

いずれも地方税法等の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行されたことに伴い、本町におきましても関係条例の一部を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

以上で議案第30号から議案第32号までの説明を終わります。ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入ります。14番、稲葉弘君。

○14番【稲葉 弘君】 専決処分第1号の中で、8ページなんですけれども、上三川町税条例ですか、その中で理由として、「わがまち特例」の特例項目の追加ということでは言われていますけれども、それとですね、あと、都市計画税の中で、やはり同じことが言われてまして、理由として、「わがまち特例」の特例項目の追加ということでは言われていますけれども、これは具体的にどういう内容なんですか、説明をお願いします。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 「わがまち特例」につきましても、地方税の改正に伴いまして項目の追加ということで、上三川には該当がないかどうか、ちょっとあれなんですけれども、市民緑地の土地に関する特例とか、あるいは、企業主体型保育事業の固定資産の特例の追加等でございます。それぞれ、軽減率とかが国から示されてまして、それで固定資産税につきましても、土地、家屋、償却資産。都市計画税につきましても、土地や家屋の軽減でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず初めに議案第30号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第30号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第31号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第31号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第32号「町長の専決処分事項の承認を求めることについて（上三川町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分）」を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第32号は承認することに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第8、議案第33号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第33号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

町には、現在3名の固定資産評価審査委員がおりますが、このたび、平成29年7月31日をもって任期満了となる固定資産評価審査委員の後任として、下蒲生在住の坂本佐栄重氏を人選いたしました。坂本氏は昭和43年4月1日から平成22年3月31日まで栃木県職員を、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで地域の自治会長を務められました。人格、見識ともにすぐれ、社会的信望も厚く、地域社会発展のために貢献されているところであり、固定資産税の公正さを期す任務からして最もふさわしい人物と考え、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第33号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第33号は同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。日程を変更し、日程第14、議案第39号を先に審議したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、日程の順序を変更し、日程第14、議案第39号を先に審議することに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第14、議案第39号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、14番、稲葉 弘君の退場を求めます。

(14番 稲葉 弘君 退場)

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第39号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、稲葉秀三郎氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

稲葉氏につきましては、下神主地内にお住まいで、平成28年6月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、議案第39号については、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから議案第39号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、採決いたします。議案第39号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第39号は同意することに決定いたしました。

ここで、14番、稲葉 弘君の入場を許可いたします。

(14番 稲葉 弘君 入場)

○議長【津野田重一君】 日程第9、議案第34号から日程第13、議案第38号まで、及び日程第15、議案第40号から日程第22、議案第47号までの「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の13議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第34号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、上野喜一氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

上野氏は、多功地内にお住まいで、平成16年9月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第35号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、落合道夫氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

落合氏は、川中子地内にお住まいで、平成16年9月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第36号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、北條和正氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

北條氏につきましては、上蒲生地内にお住まいで、平成24年9月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第37号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、上野耕一氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

上野氏につきましては、五分一地内にお住まいで、平成19年9月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第38号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、大島幹一氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

大島氏につきましては、石田地内にお住まいで、平成15年8月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第40号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、坂入典文氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

坂入氏につきましては、磯岡地内にお住まいで、平成17年3月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第41号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、森昭夫氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

森氏につきましては、上三川地内にお住まいで、平成28年6月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第42号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、青柳信子氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

青柳氏につきましては、上郷地内にお住まいで、平成29年4月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第43号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、上野正子氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

上野氏につきましては、三本木地内にお住まいで、平成29年4月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第44号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、増山トミ氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案するものでございます。

増山氏につきましては、下神主地内にお住まいで、平成29年4月に認定農業者として認定を受けており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第45号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、高田剛志氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めため提案するものでございます。

高田氏につきましては、東蓼沼地内にお住まいで、農業に従事されており、現在も農業委員会委員としてご活躍なされており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第46号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、栃木博美氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めため提案するものでございます。

栃木氏につきましては、東汗地内にお住まいで、農業に従事されており、平成29年3月まで下都賀農業振興事務所農業の技術指導に当たっており、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

次に、議案第47号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、ご説明いたします。

現委員の任期が本年7月19日をもって満了となりますことから、下神主在住の角田永子氏を農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めため提案するものでございます。

角田氏につきましては、下神主地内にお住まいの農業に従事されていない方で、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する、利害関係を有しない方となります。平成29年3月まで河内農業振興事務所所長としてご活躍され、豊富な知識と経験を有した方で、農業委員会委員として適任であると確信しております。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件については質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、議案第34号から議案第38号まで、及び議案第40号から議案第47号までについては、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから議案第34号から議案第38号まで、及び議案第40号から議案第47号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、順次、採決いたします。

初めに、議案第34号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第34号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第35号は同意することに決定いたしました。

た。

次に、議案第36号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第36号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第37号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第38号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第38号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第40号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第40号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第41号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第41号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第42号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第42号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第43号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第43号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第44号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第44号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第45号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第45号は同意することに決定いたしました。

た。

次に、議案第46号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第46号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第47号について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第47号は同意することに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第23、議案第48号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第48号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、ご説明いたします。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣が委嘱し、各市町村に配置されており、委嘱については、町長が議会の意見を聴き委員の候補者を推薦することとなっております。平成29年9月30日をもって退任される人権擁護委員の後任に、公立学校教員として人権教育に取り組まれた経験を持ち、人格、見識ともに高く、社会的信望もある稲見和正氏を推薦するものであります。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたが、本件につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから採決いたします。議案第48号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、原案のとおり人権擁護委員候補者として適任であるとすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり、人権擁護委員候補者として適任であるとすることに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 日程第24、議案第49号「上三川町学童保育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第49号「上三川町学童保育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、本町が設置する全ての放課後児童クラブを、平成30年4月から一括して指定管理者による管理運営を実施するに当たり、施設の管理運営方法の統一化など、所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりました。これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容につきましては努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降においても、委員会に付託する議案にかかる質疑については、同様の取り扱いをお願いいたします。

質疑はありませんか。6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 全員協議会の中でもお話しさせていただいたんですが、「上三川町学童保育館の設置、管理運営に関する条例」の改正ということで、改正後につきましては、「上三川町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例」というようなことになっていきますけれども、資料の47ページ、表なんですけれども、「第2条表以外の部分中『学童保育館』を『放課後児童クラブ』に改め、同条の表を次のように改める」となっていますけれども、ここでは、例えば、「上三川小放課後児童クラブ」、「明治小放課後児童クラブ」ということで改めるべきではないかというふうに私は思います。

また、以後の48ページなどを見ると、1行目、「学童保育館」を「放課後児童クラブ」に改める。また、中段あたりになりますけれども、「学童保育館の開館時間」を「放課後児童クラブの開所時間」に、ということで、こういった、「放課後児童クラブ」というふうな名称がこの条例には何カ所か出てきます。

そうした中で、なぜ、「学童クラブ」ということで、この名称がなくなってしまったのか、条例にある条文と、改正条文の呼び方と施設の名称が違ってきているというのは、何かちょっと私は納得がいかないということなんですけれども、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 はい。それでは、「学童保育館」の名称を「放課後児童クラブ」という名称に改める件につきましては、国のほうで示されました「放課後児童クラブ運営指針」、こちらに基づきまして名称を改めるものでございます。国の方針に従って改めるということでございます。また、各学童クラブの名称につきましては、学童クラブを運営しておりました保護者、そういった方々の意見を参考に名称を取り決めたことでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 もう1点、時間の延長。

○福祉課長【田仲進壽君】 時間の延長につきましても、名称を「学童保育館の開館時間」から「放課後児童クラブの開所時間」というふうに名称を改めたわけでございますが、こちらの名称につきまして

も、先ほど申し上げました放課後児童クラブ運営指針に基づいて名称を改めたものでございます。

○議長【津野田重一君】 6番、志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 保護者の意向をくんで「学童クラブ」にしたということなんですけれども、7学童クラブがあるわけです。この7カ所、ほぼ全員の保護者の方が「学童クラブ」ということで希望したのかどうか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 はい。7学童クラブの会長さんにお集まりいただきまして、その場で名称の変更等をご説明させていただきました。その後、各学童クラブの運営をされている保護者の方のご意見等も踏まえながらご理解をいただいて、この名称にしたものでございます。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 49ページの保育料についてなんですけれども、ここを読んだ限りでは、母子家庭とか父子家庭とか、低所得者の保育料形態みたいなのが載っていないような気がするんですが、そちらはどのような形で取り組んでいくのかをお知らせください。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 はい。今現在この条例の改正とあわせてまして規則のほうの改正も進めているところでございます。その規則の中には減免規定も設けてございまして、例えば、生活保護世帯に関しましては全額免除、さらに、児童扶養手当、それから特別児童扶養手当を受給されている方については、お子さんに対して2分の1の減免規定をしている。さらには、同時に学童クラブに2名以上のお子さんを通わせている方に関しましては、2人目以降の減免規定、2分の1を適用するような規則の改定を進めているところでございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第25、議案第50号「栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第50号「栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」、ご説明いたします。

本案件は、栃木県後期高齢者医療広域連合規約において、各市町の人口に応じて定めている議員定数を、今後、栃木県内の人口が減少することにより議員定数の減少が予想されることから、定数の維持を図るため、市町ごとに議員数を規定する栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更協議に基づき、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第26、議案第51号「上三川町空家等対策の推進に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第51号「上三川町空家等対策の推進に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

本案件は、少子高齢化等の社会状況や経済的事情等により、将来に利用されない住宅の増加が見込まれ、空家等の老朽化により、倒壊の危険や衛生面など、さまざまな問題を生ずることが懸念されることから、個人財産に対する町の関与を可能とする明確な根拠とするため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案については、お手元の付託案件一覧表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

○議長【津野田重一君】 日程第27、議案第52号「平成29年度上三川町一般会計補正予算(第1号)」、及び日程第28、議案第53号「平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいま上程になりました議案第52号「平成29年度上三川町一般会計補正予算(第1号)」について、ご説明いたします。

今回の補正予算は、当面する課題に適切に対応するために、当初予算に見込むことができなかったもの、及び額の確定したものを補正するとともに、今後の財政運営の安定性・健全性に配慮することとして編成したものでございます。

歳入につきましては、繰入金で財政調整基金繰入金の減額補正を、町債では、障がい児通所施設整備

事業に係る借り入れの減額補正をいたします。

歳出につきましては、総務費でコミュニティセンターにかかる修繕料の増額補正を、民生費で、上三川北地域福祉センターの改修に伴う広場整備に係る経費の増額補正、及び障がい児通所施設事業に係る経費の減額補正をいたします。

この結果、歳入歳出予算の総額から2,842万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を101億8,257万9,000円とするものでございます。

次に、議案第53号「平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入では、国庫支出金で、制度関係業務準備事業補助金の増額補正を、歳出では、平成30年4月からの制度改正に対応するための国保情報システム等の改修に伴う総務費の増額で、歳入歳出324万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億9,124万円とするものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。

なお、詳細につきましては所管課長より説明させますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【津野田重一君】 所管課長の説明を求めます。企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、議案第52号「平成29年度上三川町一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

事項別明細書によりご説明させていただきます。

補正予算書の11、12ページをお開き願います。まず歳入につきましてご説明いたします。

第17款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額2,422万1,000円の減額につきましては、国の地方創生拠点整備交付金事業としまして、障がい児通所施設整備事業が、平成29年2月3日、交付金採択されたことによりまして、平成29年3月補正において、平成28年度事業といたしまして計上いたしましたことから、平成29年度計上分、これを減額するものでございます。

第20款町債、第1項町債、2目民生債、補正額420万円の減額でございますが、同じく、障がい児通所施設整備事業が交付金採択されたことによりまして、平成29年度分について減額するものでございます。

以上で歳入についての説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 補正予算書の13ページ、14ページをお開きください。歳出について説明いたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、6目コミュニティ推進費、補正額55万7,000円。こちらにつきましては、11節需用費の中の修繕料でございます。石田コミュニティセンターの圧縮機の交換、また、触媒ガスの交換、追加等、その他のエアコンの修理を行う経費でございます。

○議長【津野田重一君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額629

万2,000円でございます。こちらは、上三川北地域福祉センターを改修し、障がい児通所施設として整備することに伴いまして、主に近隣にお住まいのお子さんが安心、かつ安全に遊べる広場を確保するための広場整備に要する予算として計上するものでございます。

内訳としましては、13節委託料49万7,000円。こちらは用地面積を確定するための経費でございます。14節使用料及び賃借料27万6,000円につきましては、土地を賃借するための経費でございます。15節工事請負費551万9,000円につきましては、整地、それからフェンスの設置等にかかる経費でございます。2目障がい者福祉費、補正額3,527万円の減につきましては、平成29年度予算に計上しておりました、障がい児通所施設整備事業に係る予算でございます。障がい児通所施設整備事業が平成28年度の国庫補助事業に採択されたことに伴いまして、平成28年度上三川町一般会計補正予算（第7号）に同様の事業費を計上し、さきの定例会におきまして可決いただきました、町当該事業の予算を、平成28年度予算の繰越明許費として執行することとしたため、平成29年度の予算を減額するものでございます。

内訳としましては、12節役務費6,000円の減。こちらは上下水道検査手数料等の経費でございます。13節委託料166万4,000円の減。こちらは工事の管理に伴う経費でございます。15節工事請負費3,200万円の減。こちらは耐震改修工事の経費でございます。18節備品購入費160万円の減。こちらは事務机、ロッカー等の購入費でございます。

以上です。

○議長【津野田重一君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 戻りまして、6ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございます。起債の目的、先ほど説明いたしました障がい児通所施設整備事業が平成28年度事業として採択されたため、補正前の限度額420万円を、補正後の限度額、皆減するものでございます。

以上で、平成29年度上三川町一般会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 続きまして、議案第53号「平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページをお開き願います。

2の歳入からご説明いたします。第4款国庫支出金、第2項国庫補助金、3目制度関係業務準備事業補助金324万円につきましては、平成30年度から国民健康保険事業の運営の主体が県に移行することに伴いましてシステム改修に伴う経費の助成でございます。

12、13ページをお開きください。

3の歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費の13節委託料324万円につきましては、先ほど歳入でご説明いたしましたが、平成30年度から運営の主体が県に移行することに伴いまして、システム改修に伴う経費として増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長【津野田重一君】 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はあり

ませんか。14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 一般会計なんですけれども、12ページなんですけど、歳入ということで、減額ということになっていきますけれども、福祉費ということで420万円ですか、障がい児通所施設整備事業ということなんですけど、この地元の説明じゃないんですけど、説明会とか、あるいは施設ですね、こういうことができるということで地元への説明、それは具体的にどのぐらい行ったんですか、具体的にわかれば教えていただきたいと思います。

○議長【津野田重一君】 執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 はい。この事業に関しまして、昨年12月の議会の折りにですね、事業内容をご説明させていただきました。その後、地元、主に願成寺自治会でございますが、そちらのほうに出向き、説明等を重ねてきております。回数に関しましては、おおむね6回以上というふうには認識しております。

以上です。

○議長【津野田重一君】 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第52号「平成29年度上三川町一般会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号「平成29年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長【津野田重一君】 起立全員です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長【津野田重一君】 日程第29、陳情第3号「県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情」については、お手元の請願・陳情文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。常任委員会に付託しました議案第49号から議案第51号まで、及び陳情第3号につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【津野田重一君】 異議なしと認めます。したがって、議案第49号から議案第51号まで、及

び陳情第3号については、6月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【津野田重一君】 本日はこれで散会といたします。ご苦労さまでした。

なお、あす7日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午前11時11分 散会